

阿見町消防団長等交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、消防団長又は消防団長が代理として指名する団員(以下「消防団長等」という。)が、消防団活動の円滑な運営を図るために、消防団を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費(以下「交際費」という。)の支出について、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 交際費の区分、内容及び金額は、次のとおりとする。

区分	内容	金額
弔慰	葬儀等における香典等に要する経費	別表に掲げるところによる。
見舞	消防関係者に係る病気、事故等による入院加療(1ヶ月以上の期間のものに限る。)の見舞であって、消防団長等が特に必要と認めるものに要する経費	10,000円を限度とする額
会費	研修会、会議、懇親会、祝賀会等の出席に要する経費	金額に指定がある場合は当該金額とし、指定がない場合は10,000円を限度として目的、形式、会場等を考慮した額とする。
慶祝	記念式典、操法大会等の出席に要する経費	金額に指定がある場合は当該金額とし、指定がない場合は10,000円を限度として目的、形式、会場等を考慮した額とする。
その他	その他消防団の運営上特に消防団長が必要と認める経費	その案件に応じ必要と見込まれる額に相当する額

- 前項の規定にかかわらず、消防団長は、消防団活動の円滑な運営を図るため特にその必要があると認めるときは、その限度額を超えた額の交際費を支出することができる。
- 交際費は原則予算の範囲内で支出するものとする。

(交際費の見直し等)

第3条 消防団長は、交際費の支出内容や金額が町民感覚と離れることのないように、社会経済状況の変化等を十分考慮した上で、この基準の適正な執行に努めるとともに、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

対象			金額	
職等	現職又は元職の別	本人又は親族の別	香典	
町消防団	副団長 指導員	現職又は元職	本人	10,000円
			親族	5,000円
	団員	現職	本人	5,000円
			親族	3,000円
茨城県消防協会県南南部支部の消防長		現職	本人	10,000円
			親族	5,000円
茨城県内の市町村の消防団長		現職	本人	10,000円
			親族	5,000円
		元職(退職日から1年以内の者に限る。)	本人及び親族	5,000円
消防協力団体等		現職又は元職	本人	5,000円から10,000円まで

備考

- 1 親族とは、配偶者、実父母及び実子並びに同居の義父母をいう。
- 2 消防協力団体等とは、消防協会、危険物安全協会その他の消防団活動について協力を得ている団体等をいう。